

次期ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務 質問回答書（技術提案関係）

番号	該当箇所	質問事項	回答事項
1	仕様書 p 1	<p>第1章 第4節 対象事業の概要／（5）解体施設 下記の施設が解体対象になっています。</p> <p>①鳥栖市旧ごみ焼却施設：120 t／日 ②鳥栖市し尿処理施設：100 kℓ／日 ③その他関連施設（粗大ごみ焼却炉、動物焼却炉等）</p> <p>汚染物事前状況調査（汚染物のサンプリングによる、各施設の付着物等のダイオキシン類濃度等測定等）は本業務の範囲外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>汚染物事前調査についても本業務の範囲内となる場合は、施設毎に具体的な調査項目、検体数等についてご指示願います。</p>	<p>各解体対象施設の汚染物事前状況調査は別途発注しております。</p>
2	仕様書 p 6	<p>第2章 第2節 実施方針の作成及び公表に係る支援／（3）実施方針説明会の開催支援（対面的対話） 説明会の開催回数は1回として考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>実施方針説明会（対面的対話）の目的は、要求水準書（案）の内容について、入札公告前に入札参加予定者（プラントメーカー）にヒアリングを実施し、内容を調整するためのものです。</p> <p>開催回数及び実施方法については、各技術提案者の提案によることとします。</p>
3	仕様書 p 6	<p>第2章 第4節 事業者募集書類の作成に係る支援／（1）入札説明書の作成 「⑤債務負担議決資料の検討」とありますが、どのような資料をイメージすればよろしいでしょうか。</p>	<p>予定価格の算定根拠資料として組合議会に提出する資料となります。</p> <p>したがって、定められた様式はありませんが、説得力があり、誰もが理解しやすい資料でなければなりません。</p>

番号	該当箇所	質問事項	回答事項
4	仕様書 p 7	第2章 第4節 事業者募集書類の作成に係る支援／(6) 事業契約書(案)の作成 「DBO方式による事業契約書の作成経験がある弁護士に行わせること。」とありますが、「弁護士の協力を得ながら事業契約書(案)を作成する」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書 p 7	第2章 第5節 事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援／(1) 事業者募集説明会の開催支援(対面的対話) 説明会の開催回数は1回として考えてよろしいでしょうか。	事業者募集説明会(対面的対話)の目的は、入札参加者(プラントメーカー)の提案内容が、本組合の要求水準書の趣旨と乖離することがないように、事前に意見交換を実施するものです。 開催回数及び実施方法については、各技術提案者の提案によることとします。
6	仕様書 p 8	第2章 第6節 事業契約締結に係る支援 選定された事業者との詳細協議に際して、弁護士を交えた直接協議が必要な場合、「貴組合事務局(みやき町)に弁護士が出向して直接協議を実施する」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書 p 8	第2章 第8節 その他の支援 「(2) 関係部局との協議支援」とありますが、具体的にはどのような関係部局が関わるのかご教授願います。	今後、要求水準書等を作成していく過程で、様々な局面において関係部局との協議が発生すると考えられますが、本組合が技術的な支援を必要であると判断したときは、その都度同席を依頼いたします。現在、想定している関係部局は、河川管理者、道路管理者、電力会社、佐賀県及び鳥栖市などを想定しています。 また、別途発注業務(解体設計業務、土壌汚染調査業務など)についても、要求水準書等の作成上、必要であると判断したときは、受託業者との協議に同席を依頼する可能性があります。

番号	該当箇所	質問事項	回答事項
8	仕様書 p 9	<p>第2章 第9節 業務遂行上の条件等 下記資料の閲覧は可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期ごみ処理施設建設地地質調査業務 ・次期ごみ処理施設建設地測量業務 ・次期ごみ処理施設建設地土地利用履歴調査等業務 ・次期ごみ処理施設建設地土壌概況調査業務 	<p>仕様書 p 4 「第1章 第13節 資料の貸与と返却」のとおりです。</p> <p>ただし、業務委託契約締結前の閲覧は対応いたしかねます。</p>